

デリバティブ取引約款

FXTF-Y3-115

2021年9月

デリバティブ取引約款

FXTF MT4 デリバティブ取引約款

(中略)

顧客（以下「お客様」という。）は、完全な行為能力を有する成人であること、「デリバティブ取引約款」（以下「本取引約款」という。）及びそれに付随もしくは派生するあらゆる契約を締結する能力を有すること、ならびに、当該能力の有無に関わらず、本取引約款及びそれに付随もしくは派生するあらゆる契約はお客様の法的義務を構成し、お客様を拘束するものであることをここに確認する。

(中略)

顧客（以下「お客様」という。）は、完全な行為能力を有する成人であること、「FXTF MT4 デリバティブ取引約款」（以下「本取引約款」という。）及びそれに付随もしくは派生するあらゆる契約を締結する能力を有すること、ならびに、当該能力の有無に関わらず、本取引約款及びそれに付随もしくは派生するあらゆる契約はお客様の法的義務を構成し、お客様を拘束するものであることをここに確認する。

(中略)

第1条（本取引約款の趣旨）

(1)本取引約款は、当社が取り扱う通貨関連店頭デリバティブ取引（以下「デリバティブ取引」という。）に関する取り決めであり、お客様は、デリバティブ取引を行うにあたり、本取引約款のすべての条項に同意するものとする。

(中略)

第1条（本取引約款の趣旨）

(1)本取引約款は、当社が取り扱うデリバティブ取引に関する取り決めであり、お客様は、デリバティブ取引を行うにあたり、本取引約款のすべての条項に同意するものとする。

(中略)

第4条（リスクの確認と自己責任原則）

(中略)

⑦ インターネット、コンピュータにおける固有のリスクがあること。

(中略)

第4条（リスクの確認と自己責任原則）

(中略)

⑦ インターネット、コンピュータにおける固有のリスクがあること。

(中略)

第5条 (デリバティブ取引)

(1) 当社が取り扱うデリバティブ取引は次の通りとする。

(中略)

(追加)

(中略)

第6条 (取引口座)

(中略)

(3) 【FXTF MT4】については、「通貨デリバティブ口座」の開設と同時に「取引専用口座」が開設され、取引を開始できるものとする。

(中略)

第10条 (売買注文の種類及び受付)

(中略)

(2) お客様がデリバティブ取引を利用できる時間は、当社が別途「デリバティブ取引要綱」に定めるところによる。ただし、利用時間内であっても、通信回線及びシステム機器等の瑕疵または障害（以下、「システム障害」という。）等やむを得ない事由が発生した場合、予告なく本サービスの全部または一部の提供を一時中断、または中止することができるものとする。

(中略)

第5条 (デリバティブ取引)

(1) 当社が取り扱うデリバティブ取引は次の通りとする。

(中略)

② 店頭外国為替証拠金取引【FXTF GX】

(a) 本取引約款において【FXTF GX】とは、当社とお客様の間で行われるインターネットによる店頭外国為替証拠金取引をいい、お客様ご自身が手動で行う取引をいう。

(b) 【FXTF GX】は、為替の直物取引であるが、第8条第1項に定めるロールオーバー取引を実行することにより、決済日を翌日以降に繰延べることができる。

(中略)

第6条 (取引口座)

(中略)

(3) 【FXTF MT4】の口座開設については、「通貨デリバティブ口座」の開設時に申し込み、または「通貨デリバティブ口座」の開設後にマイページから申し込むことで「取引専用口座」が開設され、取引を開始できるものとする。

(中略)

第10条 (売買注文の種類及び受付)

(中略)

(2) お客様がデリバティブ取引を利用できる時間は、当社が別途 FXTF MT4 取引説明書「8. FXTF MT4 取引要綱」に定めるところによる。ただし、利用時間内であっても、通信回線及びシステム機器等の瑕疵または障害（以下、「システム障害」という。）等やむを得ない事由が発生した場合、予告なく本サービスの全部または一部の提供を一時中断、または中止することができるものとする。

(中略)

第 18 条 (証拠金の預託)

(中略)

(2) 【FXTF MT4】取引に必要な証拠金の預託

- (a) お客様は、【FXTF MT4】取引を行うに際し、当社が別途「デリバティブ取引要綱」に定める取引証拠金額以上の金銭（日本円）を当社が定める方法によりあらかじめ預託するものとする。

(中略)

第 19 条 (通貨デリバティブ口座からの出金)

(中略)

- (3) 通貨デリバティブ口座からお客様名義の銀行口座宛てにお客様の証拠金等の全部又は一部を返還する際の銀行手数料は、原則として、お客様の負担とする。但し、当社は、取引説明書 9 デリバティブ取引要綱【I】A)取引要綱【FXTF MT4】「14.証拠金の返還」の定めに従い、当該手数料の一部又は全部を例外的に負担することがある。

(中略)

第 34 条の 2 (外国人 PEPs)

(中略)

- 3 お客様が外国人 PEPs であるか否かに関する申告において、虚偽の申告または申告すべき事項を申告しない場合は、当社は取引約款を終了することができるものとする。

(中略)

(中略)

第 18 条 (証拠金の預託)

(中略)

(2) 【FXTF MT4】取引に必要な証拠金の預託

- (a) お客様は、【FXTF MT4】取引を行うに際し、当社が別途 FXTF MT4 取引説明書「8. FXTF MT4 取引要綱」に定める取引証拠金額以上の金銭（日本円）を当社が定める方法によりあらかじめ預託するものとする。

(中略)

第 19 条 (通貨デリバティブ口座からの出金)

(中略)

- (3) 通貨デリバティブ口座からお客様名義の銀行口座宛てにお客様の証拠金等の全部又は一部を返還する際の銀行手数料は、原則として、お客様の負担とする。但し、当社は、FXTF MT4 取引説明書 8. FXTF MT4 取引要綱「14.証拠金の返還」の定めに従い、当該手数料の一部又は全部を例外的に負担することがある。

(中略)

第 34 条の 2 (外国人 PEPs)

(中略)

- 3 お客様が外国人 PEPs であるか否かに関する申告において、虚偽の申告または申告すべき事項を申告しない場合は、当社は取引約款を終了することができるものとする。

(中略)

第37条（本取引約款の変更）

（中略）

- (3) 本取引約款は、民法第548条の4の規定に基づき変更される場合があります。変更を行う旨、変更後の規定の内容、及び効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにインターネット又はその他相当の方法により周知します。
- (4) 前2項に係わらず、第1項に基づく通知の受領後にお客様が建玉の反対売買以外のお取引をされた場合は、本規程の変更に同意したものとみなします。

（中略）

附則

- 本取引約款は、2008年10月15日付で制定され、有効となる。
- 本取引約款は、2009年3月1日付で改定され、有効となる。
- 本取引約款は、2009年5月1日付で改定され、有効となる。
- 本取引約款は、2009年7月20日付で改定され、有効となる。
- 本取引約款は、2009年10月1日付で改定され、有効となる。
- 本取引約款は、2009年12月1日付で改定され、有効となる。
- 本取引約款は、2010年7月30日付で改定され、有効となる。
- 本取引約款は、2010年8月23日付で改定され、有効となる。※
- 本取引約款は、2010年9月6日付で改定され、有効となる。
- 本取引約款は、2011年6月6日付で改定され、有効となる。
- 本取引約款は、2011年7月4日付で改定され、有効となる。
- 本取引約款は、2011年8月1日付で改定され、有効となる。
- 本取引約款は、2012年2月1日付で改定され、有効となる。
- 本取引約款は、2012年4月1日付で改定され、有効となる。

第37条（本取引約款の変更）

（中略）

- (3) 本取引約款は、民法第548条の4の規定に基づき変更される場合がある。変更を行う旨、変更後の規定の内容、及び効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにインターネット又はその他相当の方法により周知する。
- (4) 前2項に係わらず、第1項に基づく通知の受領後にお客様が建玉の反対売買以外のお取引をされた場合は、本規程の変更に同意したものとみなす。

（中略）

（削除）

本取引約款は、2012年5月10日付で改定され、有効となる。

本取引約款は、2012年7月1日付で改定され、有効となる。

本取引約款は、2012年12月15日付で改定され、有効となる。

本取引約款は、2013年4月1日付で改定され、有効となる。

本取引約款は、2013年5月9日付で改定され、有効となる。

本取引約款は、2013年7月29日付で改定され、有効となる。

本取引約款は、2013年11月11日付で改定され、有効となる。

本取引約款は、2013年12月1日付で改定され、有効となる。※

本取引約款は、2014年1月1日付で改定され、有効となる。

本取引約款は、2014年6月1日付で改定され、有効となる。

本取引約款は、2014年8月11日付で改定され、有効となる。

本取引約款は、2014年9月15日付で改定され、有効となる。

本取引約款は、2014年12月1日付で改定され、有効となる。

本取引約款は、2015年2月6日付で改定され、有効となる。

本取引約款は、2015年6月29日付で改定され、有効となる。

本取引約款は、2015年7月27日付で改定され、有効となる。

本取引約款は、2015年9月17日付で改定され、有効となる。

本取引約款は、2015年11月20日付で改定され、有効となる。

本取引約款は、2016年3月7日付で改定され、有効となる。

本取引約款は、2016年7月9日付で改定され、有効となる。

本取引約款は、2016年10月1日付で改定され、有効となる。

本取引約款は、2016年11月5日付で改定され、有効となる。

本取引約款は、2016年11月26日付で改定され、有効となる。

本取引約款は、2017年4月3日付で改定され、有効となる。

本取引約款は、2018年4月2日付で改定され、有効となる。

本取引約款は、2018年6月4日付で改定され、有効となる。

本取引約款は、2019年4月1日付で改定され、有効となる。

本取引約款は、2019年7月1日付で改定され、有効となる。

本取引約款は、2020年4月1日付で改定され、有効となる。

本取引約款は、2020年5月1日付で改定され、有効となる。

本取引約款は、2020年7月17日付で改定され、有効となる。

本取引約款は、2020年8月19日付で改定され、有効となる。

※2010年8月23日以前にお客様が当社に対し合意した「FXトレード外国為替オンライン取引約款」は、2010年8月23日付で本取引約款に改定され、「FXトレード外国為替オンライン取引約款」は、同日をもって合意解約となる。

※2013年11月11日以前にお客様が当社に対し合意した「外国為替取引約款」は、2013年11月11日付で本取引約款に改定され、「外国為替取引約款」は、同日をもって合意解約となる。